

職業性疾患・疫学リサーチセンター

関西支部ニュース

発行責任者 水嶋 潔

東大阪市高井田元町1-3-1

みずしま内科クリニック内

TEL06 (6781) 3330

<http://oe-rc-kansai.sakura.ne.jp>

「管理1」決定され、その後 病状の進行した石綿肺の一例

みずしま内科クリニック 水嶋 潔

UTさん(68歳・大工)のケース

平成21年1月、阪神土建労組の再読影で不整型陰影を指摘してみずしま内科クリニックに来院。胸部レントゲンで両下肺野に明瞭な不整型陰影を認める(図1、図2)。密度分類で2/1と診断し、2型でプラークも認めたため石綿肺と診断し、管理区分随時申請を行う。

診察では背部に「fine crackle」(ファインクラックルといってパチパチと聞こえる肺雑音)を聴診する。この時点では息切れは1度、肺機能検査では「%肺活量」が96%とほぼ正常であった。その後、兵庫労働局より「管理1」の決定通知書が届く。その後、不服申請もされずそのままになっていた。

「管理1」決定後、4年間で悪化

平成24年頃より仕事の際に息切れが強くなる。宝塚市民病院では「間質性肺炎」の診断で在宅酸素療法を勧められた。当初の労働局の診断では「異常なし」のはずで安心していたのである。

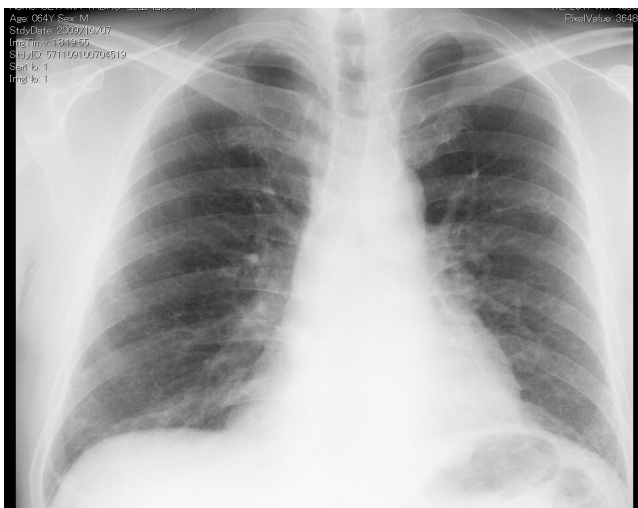


図1 平成21年初診時。両下葉に不整型陰影を認める



図2 初診時の胸部CT。左下葉に蜂窩肺所見も認める

病気の進行があるにもかかわらず兵庫労働局が管理1としたことに不審をもち平成25年2月、当院受診。来院時胸部レントゲンは図3のように3/3で3型に進行しており、血液ガス検査では「PH」7.44、「PCO2」38、「PO2」62と明らかな悪化所見がある。息切れの程度は4年前の1度から4度に悪化。肺機能検査でも「%肺活量」が4年前の96%から80.3%に低下している。CTでも両肺の蜂窩肺所見が進行しているのがよくわかる。現在管理区分申請を再申請中である。

このケースではそもそもの兵庫労働局の診断で管理1がなされたことが不当であることといえる。本人自身は自分は労働局から管理1が通知されたのだから、異常がないものだとして認識してしまったことに大きな問題がある。そのために医療につなぐことができなかったために結果的に病状は進行してしまった。これについては、不当な評価であることを、当局に対してもっと追及すべきだったという反省材料がある。

石綿肺は進行性の病気である。経過が慢性で非常に緩徐というわけではない。このケースの

ように4年間の経過で明らかにレントゲンや肺機能が悪化する例もある。まことに局医の診断が

不適切であるところのように患者さんに医療的な不利益が生じることを示す例であると言える。



図3 初診より4年後のレントゲン（平成25年2月）。
両肺に不整型陰影の増加を認める

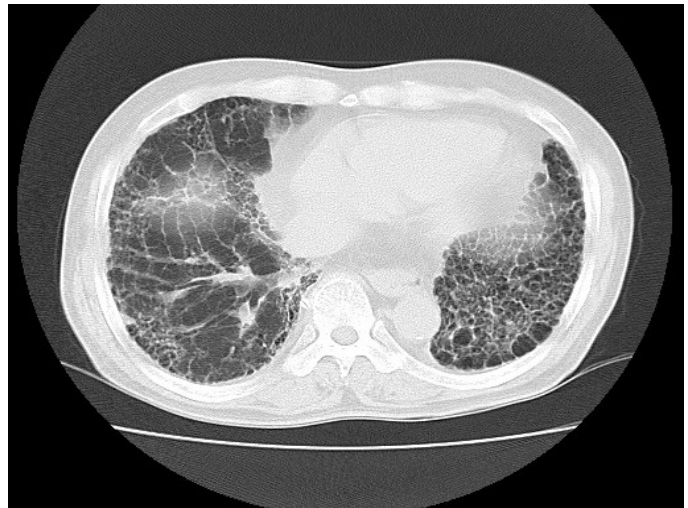


図4 両下肺の蜂窩肺が進行している

石綿肺がん訴訟、高裁でも業務上と認定 「石綿小体・繊維の量的数値は問題としない」

ひょうご労働安全衛生センター 西山 和宏

「本件控訴を棄却する」との判決文が読み上げられた瞬間、大阪高裁74号法廷を埋め尽くした傍聴席を「勝った!」との声が笑顔とともに広がった。アスベストにより肺がんを発症したが、国が労災と認めなかったため、労災不支給処分の取り消しを求め争っていた訴訟の大阪高裁判決が、3月22日に言い渡されました。

◆訴訟の概要

港湾荷役において積荷の数量や状態を確認し証明する業務（検数業務）に、約20年間従事した英（はなぶさ）規雄さんは、2006（平成18）年1月10日に肺がんで亡くなりました。

英さんは、生前中に神戸東労働基準監督署へ労災申請を行ったのですが、神戸東署は2006（平成18）年7月に不支給処分を決定し、処分の不服を申し立てた兵庫労働者災害補償保険審査官は同年12月に審査請求を棄却しました。さらに、労働保険審査会も2008（平成20）年7月に請求を棄却したのです。国側が労災と認めなかった理由は、「肺内に蓄積された石綿小体が741本/gしかない」ということです。そのため、不支給処分の取り消しを求め、2009年1月に神戸地裁へ提訴したのです。

◆地裁判決の内容

昨年3月の神戸地裁判決は「（肺がんの発症）



高裁判決後の記者会見（真ん中が原告の英さん）

リスクを2倍以上に高める石綿ばく露の指針として、石綿ばく露作業に10年以上従事した場合については、石綿ばく露があったことの所見として肺組織内に石綿小体又は石綿繊維が存在すれば足り、その数量については要件としない」と判断しました。さらに「石綿小体数は業務起因性の判断基準ではなく、また仮に、石綿小体数を判断基準において考慮するとしても、クリソタイル（白石綿）ばく露では妥当しないと解されている」との見解を示し、英さんが発症した肺がんを労災であると認めたのです。

◆高裁で争われた点 判決内容

今回の大阪高裁の判決文は、全文で僅か10ページと短いもの。まず、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上であることは、肺がん発症リスクを2倍に高める指標とみなすことができるとの

見解を示しました。そして「認定基準の『肺内に石綿小体又は石綿繊維が認められること』という要件は、『肺内に石綿小体又は石綿繊維が認められれば足り、その量的数値は問題としない。』という趣旨であると理解すべき」と述べ、地裁判決は間違っていないと判断しました。

◆全国の石綿肺がん訴訟への影響

その後、国側は最高裁への上告を断念したため、高裁判決が確定しました。昨年2月の東京地裁・

小林裁判（石綿小体1200本）、3月の神戸地裁・英裁判、6月の東京地裁・池内裁判（プラークの有無・確定）、そして今回の大阪高裁判決と、石綿肺がん訴訟は原告側が4連勝中です。しかも、石綿ばく露作業への従事歴10年で肺がん発症リスクを2倍とする判断が固まりつつあります。東京高裁で争われている小林裁判は、5月に判決を迎えますが、現在の司法の流れが変わることがないものと確信しています。

連載 ケースレポート⑥

建設労働者の石綿関連疾患死亡に関する疫学的考察

日本では、アスベストは、8～9割が建設資材に使用されてきたといわれている。悪性中皮腫や肺がん、石綿肺などのアスベスト関連疾患は、石綿紡績労働者やアスベスト製品工場労働者において早くに見られるが、現在では建設労働者において顕著に出現しており、看過できない問題となっている。本稿は、建設労働者を対象に、その死因データの分析からアスベスト関連疾患による死亡に関わる疫学的分析を行い、建設労働者におけるアスベスト関連疾患による死亡リスクを考察することを目的としている。

首都圏及び近畿圏の6つの建設労働組合ⁱの協力を得て、主に保険請求に伴う申請書類から、死亡年、死亡時年齢、死因等のデータを抽出していただき個人が特定されない匿名データ（総計10,932件）として提供を受けた。そのうち、男性の1999年から2009年の11年間の死亡データ（8,679件）について、アスベスト関連疾患のリスクに関する死亡年別死亡年齢別の疫学的検討を行った。このデータからの観察値は、「中皮腫」は48件、「肺がん」は966件、「石綿肺」は6件であった。期待値は、厚生労働省の人口動態調査の同年の男性の「中皮腫」、「気管支及び肺の悪性新生物（肺がんと比較）」、

「石綿（アスベスト）及びその他の無機質繊維によるじん（塵）肺（症）（石綿肺と比較）」を抽出し、死亡死因割合PMR（Proportionate Mortality Rate（観察値／期待値））を算出した。中皮腫においては2.97倍、

肺がんにおいては、1.39倍、石綿肺は症例数が少ないので正確さを欠くとともに一般に石綿肺が主死因となることが少ないことから単純な比較はできないが10.53倍となった。これらのアスベスト関連疾患がいずれも人口動態調査に比べて高い数値を示しており、建設労働者におけるアスベスト疾患による死亡リスクの高さが明らかとなった。これらの数値は、建設労働者の2004年までの死因別死亡分析を行った海老原（2007）ⁱⁱ（悪性中皮腫2.39倍、気管支・肺がん1.24倍）と比較して上昇しており、近年、建設労働者におけるアスベスト疾患による死亡リスクはより上昇していると考えられる。アスベスト使用から一定期間を経て、アスベスト関連疾患が顕在化している現在において、建設労働者のアスベスト関連死がより深刻化している。ⁱⁱⁱ

石原一彦・立命館大学
政策科学部教授



i 東京土建一般労働組合（1999～2008年度、5,383件）、神奈川県建設労働組合連合会（2005年10月～2010年2月、914件）、埼玉土建一般労働組合（2007～2009年度、1,167件）、大阪建設労働組合（1991年10月～2010年2月、1,188件）、全京都建築労働組合（2005年1月～2010年2月、425件）、兵庫県土建一般労働組合（2004～2008年度、1,855件）
ii 海老原勇「建設作業者の石綿関連疾患—その爆発的なひろがり—」職業性疾患・疫学リサーチセンター、2007年6月、神奈川県建設連合国民健康保険組合（1981～2004年）、東京土建国民健康保険組合（1997～2004年）、埼玉土建国民健康保険組合（1992～2004年）の組合員の死亡者資料に基づいて分析している。
iii 本稿に関する詳細は、石原一彦「建設労働者のアスベスト関連疾患による死亡に関する疫学的考察」『アスベスト・原子力災害特集号2012年度版、別冊政策科学』立命館大学政策科学会、2013年3月を参照いただきたい。

リサーチセンター加入団体紹介⑧ 神戸土木建築労働組合

神戸土木建築労働組合は大工や左官など約1,000名が加入しており、立場の弱い建設職人さんを守るための砦として普段より労働条件の改善など様々な運動に取り組んでいます。

これまでアスベスト疾患により労災認定を得た、もしくは健康管理手帳を取得した方のほぼ半数の方が水嶋先生のご尽力によるもので、私たちは先生の「一人でも多くの被害者の救済を」という趣旨に心から賛同し、リサーチセンター関西支部設立当初から参加しています。

最近では、石綿健康管理手帳による健康診断のある健診機関で受診され、何ら異常がないと診断された組合員Aさんから相談を受け、水嶋先生に診断をお願いしたところ異常を発見。大病院で精密検査の結果、肺がんであることが判明しました。



大病院の先生からは「水嶋先生が診ていなかったら命がなかった」と話されたそうで、やがては労災認定も勝ち取りました。

そしてAさんは、もうすぐ関西アスベスト建設大阪訴訟の原告として、被害を受けた仲間とともに、闘う予定です。

2年前から健康診断のレントゲンの再読影を水嶋先生にお願いしていますが、健診を受けた組合員のおよそ1割が、アスベストによる所見が出ています。私たちは国やアスベスト製造メーカーの責任を明らかにするとともに、組合員さんの命を守る運動に今後も継続して力を入れていきます。

(書記局 小林智)



《事務局だより》

【活動日誌 2013年3月～4月】

- ・第25回定例会議：3月7日、ニッセイ新大阪ビル、7団体11人参加。各団体の労災申請状況、他
- ・第26回定例会議：4月23日、尼崎労働者安全衛生センター、8団体10人参加。クボタ神崎工場周辺のアスベスト被害について、総会準備、他

【当面の予定】

- ・本部第11回定期総会：6月8日（土）午後3時30分～、しばぞの診療所
- ・第27回定例会議：6月11日（火）午後3時～、ニッセイ新大阪ビル18階 D会議室

＜関西支部第4回定期総会＞

○日時：8月3日（土）午後2時30分～、会場：チサンホテル新大阪

- ・記念講演：奈良医大・車谷典男教授「建設労働者のアスベスト健康被害」
- ・総会后、懇親会（立食。軽食と飲みもの。参加費無料）

※団体会員のみなさんからは、各団体5人以上の参加をお願いします

●本誌への投稿をどしどしお寄せ下さい。 ※投稿受付アドレス⇒ h_sakai@kyokenro.or.jp